

## 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の 型式証明申請等に対する審査の体制について — 発電用原子炉施設内に設置する特定兼用キャスクの審査体制 —

令和2年4月22日  
原子力規制庁

### 1. はじめに

原子力規制委員会は、令和2年1月27日に三菱重工業株式会社から、また、同年3月31日に日立GEニュークリア・エナジー株式会社から発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請書（特定兼用キャスク）を受理した。これらについては、発電用原子炉施設内に設置する特定兼用キャスク<sup>\*</sup>として、初めての審査となるため、審査の体制について諮るものである。

### 2. 申請の概要

申請の概要は、別紙のとおり。

### 3. 審査の体制

本件については、特定機器製造者が、電気事業者が行う使用済燃料貯蔵施設の設置（変更）許可申請に先立って、特定兼用キャスクの型式証明を受けることができる制度であり、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則のうち特定兼用キャスクに関する基準への適合性について審査を行うものである。なお、電気事業者が、実際に発電用原子炉施設内に使用済燃料貯蔵施設を設置する場合には、当該施設の設置（変更）許可や設計及び工事の計画の認可等を受ける必要がある。

これらを踏まえ、審査の体制は以下の通りとする。

- (1) 審査は、公開の「特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合（仮称）」で行う。
- (2) 審査は、原子力規制庁の新基準適合性審査チーム（チーム長並びに実用炉審査部門及び核燃料施設審査部門に属するチーム員）が行う。

<sup>\*</sup> 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第100条において規定した兼用キャスクであって、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準を満たすもの（サイトに依存しない一律の地震力、津波及び竜巻に対して安全機能を維持するもの）